明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○総合特別区域の区域を変更した件（内閣府三三九、三四〇）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五三）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務四六一、四六二）
○平成二十七年度における共同募金の実施期間を定める件（厚生労働三六八）
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二一一四）
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二一一五）　四
○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（経済産業一八八）
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき、学校の認定を行った件（同一八九）
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一七一）
○海上における射撃訓練を実施する件（同一七二～一七四）　五
○道路に関する件（関東地方整備局三三八、三三九）
○道路に関する件（中国地方整備局九九）
○道路に関する件（九州地方整備局一二五、一二六）　六

〔国会事項〕

内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　外務省　防衛省　六

〔人事異動〕

内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　外務省　防衛省　六

〔皇室事項〕

総合特別区域基本方針の一部変更について（内閣）　七
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九

〔官庁報告〕

官庁事項

法務　九

公証人任免（法務省）　九

〔公告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三

告示

○内閣府告示第三百三十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百三十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域を平成二十七年八月二十五日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　茨城県及びつくば市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　つくば市の全域並びに龍ケ崎市並びに茨城県東茨城郡茨城町及び大洗町、那珂郡東海村並びに稲敷郡阿見町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百四十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三百五号をもって公示した国際戦略総合特別区域を平成二十七年八月二十五日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市及び糸島市並びに福岡県糟屋郡志免町、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡上毛町及び築上町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）